

災害における農地傾斜角度に関する意見書

本年7月5日から7日にかけて、当地方は積算雨量400mmという集中豪雨に見舞われ、本市では河川が氾濫し、家屋の浸水や土砂災害が多数発生した。農村地帯では、水田及び果樹園の冠水被害のほか、土砂崩れ、農地崩壊等、農地並びに農業用施設に甚大な被害が発生し、地域経済に大きな影響を及ぼしている。

しかしながら、農地及び農業用施設災害復旧事業に対する補助に関する根拠となる「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」及び同法施行令により「傾斜が20度を超える農地」は「経済効果の小さいもの」として災害復旧事業の適用除外とされているため、本市においては、この要件を満たす被災樹園地は皆無となっている。

本市農業の基幹作目は梅・みかん等の果樹であり、市の耕地面積全体の8割近くを占める樹園地を活用した様々な果樹経営が展開されている。特に早生みかんは中山間地域の傾斜畑を利用した、糖度が高く食味の良いブランド銘柄として確立されているものもあり、市場では高い評価を得ている。南高梅の生産量では日本一・二位を誇り、加工や関連産業まで含めて一大産業を形成している。

現行の暫定法並びに同法施行令は昭和25年に施行されたものだが、これまで数十年に一度と言われる集中豪雨が全国各地で頻発するなど、地球温暖化により当時とは気象条件が大きく変わりつつあるのが実情であり、また、適用要件についても、果樹を基幹とする農業・農村の実態とは大きくかけ離れたものと言わざるを得ない状況にある。

今、農業・農村の現場では、農業後継者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、あるいは生産資材の高騰、消費の不振からくる農産物全般にわたる価格の低迷、さらには追い打ちをかけるように、鳥獣害の被害も年々増加し農家経営を圧迫するなど、将来に対する不安から生産意欲が減退し、農村の崩壊すら懸念される事態となっている。

よって、自然災害から農業・農村を守り、生産農家が希望を持って営農に励み、昔ながらの日本の原風景や国土を守り、農業・農村が将来にわたり持続的に発展できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 現在の全国一律の採択基準ではなく、被災地の実情や各地域の特性に応じた対応が可能となるよう、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第5条第1号並びに同法施行令第9条第1号及び第6号の大幅な要件緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長